

令和6年12月13日

[illegible]

目次

1. なぜ冬用タイヤ着用が必要なのか？
2. 作業の流れ
3. 作業風景
4. 終わりに

1. なぜ冬用タイヤ着用が必要なのか？

安全のため！です。



冬用タイヤを使用せずに雪道や凍結道路を走るのは、スリップ事故や立ち往生につながる恐れもあり**大変危険**です。

また、積雪・凍結道路ですべり止めの措置をとらない運転は**法令違反**となります。

積雪又は凍結した路面では、**冬用タイヤの装着等いわゆる防滑措置の義務**が都道府県道路交通法施行細則又は道路交通規則(運転者の遵守事項)によって規定されています。(沖縄県を除く)

これに違反すると、反則金が適用されてしまいます。
(大型：7千円、普通：6千円、自動二輪：6千円、原付車：5千円)

(参考：一般社団法人日本自動車タイヤ協会 冬道走行とタイヤ より)

安全のためにも冬用タイヤを着用しましょう！

2. 作業の流れ

① 車を停める



② 冬用タイヤかどうかを確認
&
冬用タイヤ装着のお願いとチラシ配布



③ 車発進



一連の流れを練習している様子です。総勢30名ほどの参加者の中で車を誘導する方、タイヤを見て冬用タイヤかどうかを判断する方、ドライバーに話しかける方など**役割を分担**して行います。

3. 作業風景

通行止め



少し見づらいですが、写真は**通行止め**を行って、国道53号の下り線を通る車をチェーン着脱場に誘導している様子です。
全ての車を誘導すると思っていたので驚きました。



この着脱場では最大**3台**まで同時に停めて点検を行うことができます。
全ての車を誘導するため、軽い渋滞が発生するのではないかと考えていましたが、スピーディな対応もありそういった事象は見られませんでした。

3. 作業風景



実際に声かけとチラシの手渡しを行っている様子です。
突然の検問体制に驚かれている方も多かったですが、説明を進めて行くと皆さん納得した様子でした。
話す際は特に**内容を簡潔に伝えること・声量**に注意しました。
中でも、大型トラックの方と話すときは距離が遠くなる上、排気音が大きいため特に声量に注意しました。

↓実際に配布したチラシがこちら↓

冬用タイヤに交換しよう!
11月はタイヤ装着運動月間です
12月には大規模な車両滞留が発生しています

冬用タイヤの使用制限をご存じですか?
シーズン前に「フラットホーム」をチェック!
冬用タイヤの溝が新品時から50%未満になると使用制限を示す「フラットホーム」が表面に露出します。このようなタイヤは降雪時、凍結時の走行が低下してしまうので冬タイヤとしては使用できません。

ノーノーマルタイヤでの冬道走行は罰則対象!
冬用タイヤへの車の対応、タイヤチェーンの取り付け等の措置を、さらに大型車は事前にチェーンを装着しよ!

反則金	大型	普通	二輪	軽四
	7万円	5万円	3万円	5万円

冬到来 冬用タイヤ装着を!
備前市伊部 ※2023年1月撮影
岡山県の南部では... 少しの積雪でも渋滞発生
岡山県の北部では... 平地で積雪がなくても山間地では積雪あり!
岡山県では北部でも南部でも冬用タイヤ未装着車による交通障害が発生しています。
お出かけ前は、
◆冬用タイヤ装着
◆チェーン携行
◆道路状況確認
を忘れずに!!
違反の罰金も減額が期待できます!
緊急通報 #9910
罰金の減額も期待できます!
違反: 大型車7万円、普通車6万円、罰金: 5万円以下
国土交通省 中国地方整備局 岡山国道事務所

3. 作業風景



STUDLESSの
文字はあるか？

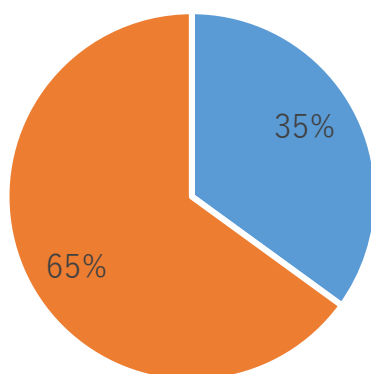
溝の深さはどうだ？

冬用タイヤを履いているかどうかは運転手の方にも聞きますが、実際に我々も目で見て確認します。

判断基準としては**STUDLESS**（スタッドレス）の文字があるかどうかや、**溝の深さ**などで確認します。



最終結果：冬用タイヤ装着率



■ 冬用タイヤ装着 ■ 冬用タイヤ未装着

今回の活動での冬用タイヤの装着率は**約35%**でした！（38/107 台）
本格的な冬の到来に向けて準備・装着をさらに進めて頂きたいです。

3. 作業風景



インタビューを受けるY課長です！
いつもスラスラと淀みなく受け答えされている姿が印象的です。
その姿は頼もしくカッコいいですし、何よりも**笑顔が素敵**です！

4. 終わりに

いかがでしたでしょうか。
今回は冬用タイヤ装着啓発活動の様子を見て頂きました。
今回特に印象に残ったのは、どの運転手の方も愛想良く接してくださったことです。私も運転する時は心に余裕を持って運転したいと改めて感じました。

繰り返しになりますが、積雪・凍結道路で滑り止めの措置をとらない運転は**法令違反**となります！積雪・凍結道路を走行するときは必ず冬用タイヤを着用しましょう（チェーン着用の指示が出ているときは必ずチェーンも！）。

また、「**法令違反になる**」から着けるのではなく、「**自らの命を守るため**」にも積極的な着用を心掛けていただきたいと思います！

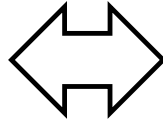
来月も啓発活動を行います！
12月は着用率が上がっているのでしょうか？

参考：こんな取り組みもやってます！

道路情報板でも冬用タイヤの装着を呼びかけ

<岡山弁パターン>

冬は
ノーマルタイヤじゃあ
あぶねーで



<標準語パターン>

冬用タイヤ
装着
お願いします。



気温が2℃以下になると表示が
「路面凍結ご注意ください。」
などに変わります。

「路面の凍結がないように、凍結防止剤の散布や、積雪があれば除雪作業を行うよう取り組んでおりますが、道路を利用されるみなさまが冬用タイヤを装着頂くことで、より安全に道路を使って頂けます。

そんな思いが届いて欲しくて、道路情報板の表示に岡山弁を採用（事務所の岡山県出身者監修）しました。

『冬は ノーマルタイヤじゃあ あぶねーで』です！』



Y課長